

(様式 2)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野南小学校北校舎棟増築その他工事設計業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 小野設計

### 3 隨意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社小野設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ  
(電話番号 06-6208-9335)

(様式 2)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

放出小学校昇降機棟増築その他工事設計業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 共同建築事務所

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社共同建築事務所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ

(電話番号 06-6208-9335)

(様式2)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

依羅小学校西校舎棟増築その他工事設計業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 小笠原設計

### 3 隨意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社小笠原設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ

(電話番号 06-6208-9334)

(様式2)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

東田辺小学校プール設置その他工事設計業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 小西建築事務所

### 3 隨意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社小西建築事務所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ  
(電話番号 06-6208-9335)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

鶴町第6住宅2・3号館建設工事 設計業務委託2

### 2 契約の相手方

株式会社 都市環境設計

### 3 随意契約理由

本設計業務委託は、「鶴町第6住宅2・3号館建設工事 設計業務委託」（以下、「当初委託」という。）の見直し設計を行うものであり、上記業者は令和4年度～令和6年度にかけて実施設計の作成を行っている。

当初設計時点では、鶴町第6住宅1～3号館基本計画において、1号館用の駐輪場が不足するものの、住戸数の確保を優先するため、1～3号館を全て別棟で建設する計画としていた。しかしながら、詳細設計を進める中で、敷地内における各棟の配置計画の精査、関係機関との協議、関係法令の精査等を行った結果、2・3号館を1棟で建設することとなり、当該変更に伴い、敷地内に不足分の1号館用の駐輪場を整備するスペースが生まれた。そのため、当初委託の契約変更により、1号館用の駐輪場整備にかかる詳細設計業務を追加し、令和6年度に完了したところである。

当初委託において1号館用の駐輪場整備を追加したことに伴い、今般、図面作成を含む新たな申請業務（1号館・2号館・駐輪場の一団地認定申請及び駐輪場の計画通知申請等）が必要となった。

本業務は、既に作成された図面を修正し、業務を行うこととなるため、当初の受注者へ委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確となる。また、株式会社都市環境設計であれば、設計及び申請内容を熟知しており、各種データを有しているので、これを活用することにより効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ（電話番号 06-6208-9256）

(様式2)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

敷津浦小学校南校舎棟他増築その他工事設計業務委託2

### 2 契約の相手方

株式会社 都市環境設計

### 3 隨意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社 都市環境設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ  
(電話番号 06-6208-9334)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

長居陸上競技場各所改修設備工事基本設計業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社NTTファシリティーズ

### 3 随意契約理由

本業務は、長居陸上競技場の各設備改修に係る基本設計を行うものである。また、本業務を行うにあたり、既設設備の機能維持及び施設利用者の安全に配慮した施工計画等を立てる必要がある。このように、本業務を遂行するにあたっては、既設設計図書を的確に把握する理解力、既設設備の改修方針の提案力をはじめ、施工や関係法令等についての専門知識など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、技術的提案により提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社NTTファシリティーズが最も優れている事業者であり、学識経験者で構成される契約事務評議会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課（企画設計グループ）  
(電話番号 06-6208-9349)

(様式2)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

天王寺中学校東校舎棟増築その他工事設計業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 浦辺設計

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社浦辺設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ

(電話番号 06-6208-9335)

(様式2)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

咲洲みなみ小中一貫校屋体棟増築その他工事設計業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 福本設計

### 3 隨意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社福本設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ

(電話番号 06-6208-9334)

(様式2)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和7年度 高経年分譲マンション等の管理実態調査・検討業務委託

## 2 契約の相手方

街角企画株式会社

## 3 随意契約理由

本業務は、分譲マンションの管理に係る現状の課題整理を行ったうえで、市民ニーズの的確な把握、国の動向、他都市事例等も参考にしながら、本市マンション施策に係る効果的な調査・分析等を行うものである。調査・分析から企画・提案等の一連の業務を的確に遂行するためには、当該分野での業務経験や専門知識、分析力や提案力・企画力等が必要である。

これらの能力を有する事業者の選定にあたっては、本業務の性質及び目的が価格競争による入札に適さないため、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては街角企画株式会社が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評議会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 住宅政策課 住宅政策グループ  
(電話番号 06-6208-9637)

(様式2)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 生きた建築ミュージアムの発展的な事業展開に向けた検討基礎調査  
業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社地域計画建築研究所

### 3 隨意契約理由

本業務は、建築・まちづくり分野における現状の課題整理・分析を行ったうえで、市場動向や市民ニーズの的確な把握、他都市事例等も参考にしながら、本市施策に係る効果的な調査・分析等を行うものである。調査・分析から企画・提案等の一連の業務を的確に遂行するためには、各分野での業務経験や専門知識、分析力や提案力・企画力等が必要である。

これらの能力を有する事業者の選定にあたっては、本業務の性質及び目的が価格競争による入札に適さないため、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社地域計画建築研究所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評議会議においても、その評議結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 住宅政策課 まちなみ環境グループ  
(電話番号 06-6208-9221)

(様式2)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

入舟寮（うみねこ寮）解体撤去工事設計業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 アットプランニング

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社アットプランニングが最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ  
(電話番号 06-6208-9331)

(様式2)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

南津守小学校南校舎棟増築その他工事設計業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 浦辺設計

### 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社浦辺設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ

(電話番号 06-6208-9334)

(様式2)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

助松寮解体撤去工事設計業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 トシ建築事務所

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社トシ建築事務所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ

(電話番号 06-6208-9331)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

市営住宅の建替配置基本計画図等作成設計業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社トシ建築事務所

## 3 随意契約理由

本業務は、市営住宅の建替等にかかる設計を行うにあたって、事前に必要となる書類調査・現地調査等を通じた課題の把握、課題解消に向けた建替方針案の検討、基本計画図等の作成を行うものである。

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、建築基準法等の関係法令の遵守や建替に伴う計画敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、基本計画図に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社トシ建築事務所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評議会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ（電話番号 06-6208-9243）

(様式2)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

修道館耐震改修その他工事設計（建築・設備）業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 スペースクリエーション

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社スペースクリエーションが最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評議会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ  
(電話番号 06-6208-9331)

(様式2)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

長居小学校西校舎棟増築その他工事設計業務委託2

## 2 契約の相手方

株式会社 横河建築設計事務所

## 3 随意契約理由

本設計業務は、「長居小学校西校舎棟増築その他工事設計業務委託」の見直しを行うものであり、上記業者は令和5年11月に実施設計図面の作成を行い、完了している。

先般「長居小学校西校舎棟増築その他工事」の入札が不落となり、再発注にあたり関係各局と協議した結果、既存校舎の代替進入口改修・南側のコンクリートブロック塀改修・防球フェンスの追加設置等を設計内容に加えることとなったため、発注に必要となる図面修正が必要となった。

本業務は、既に作成された実施設計図面を修正し、業務を行うこととなり、当初の設計業者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社横河建築設計事務所であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ

(電話番号 06-6208-9334)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

あいりん総合センター他1施設解体撤去工事監理業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 昭和設計

### 3 隨意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事受注者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事受注者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事受注者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社昭和設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ  
(電話番号 06-6208-9247)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

加賀屋小学校便所改修その他工事外2件監理業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社莫建築事務所

## 3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては 株式会社莫建築事務所 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評議会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課（電話番号 06-6633-2355）

(様式 2)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平野北中学校 2 校舎棟他 2 棟長寿命化改修その他工事設計業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 上坂設計

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社上坂設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課  
(電話番号 06-6633-2334)

(様式2)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

鷺洲小学校便所改修その他工事外2件監理業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社藪内建築事務所

## 3 隨意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては 株式会社藪内建築事務所 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課（電話番号 06-6633-2355）

(様式2)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

淀川区民センター3・4階便所改修工事外1件監理業務委託

### 2 契約の相手方

Next Design 一級建築士事務所 山中 武広

### 3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては Next Design 一級建築士事務所 山中 武広 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評議会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課（電話番号 06-6633-2355）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和7年度市設建築物状況調査等基本計画策定業務委託

## 2 契約の相手方

大手前建築基準法事務所 株式会社

## 3 隨意契約理由

本業務は、既存建築物がある敷地での増築等に係る設計を行うにあたって、事前に必要となる書類調査・現地調査等を通じた課題の把握、課題解消に向けた改修方針案の検討、基本計画の策定等を行うものである。

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、敷地内にある既存建築物について建築基準法等の関係法令への適合状況を的確に把握、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては大手前建築基準法事務所 株式会社が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ  
(電話番号 06-6208-9324)

(様式 2)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和 7 年度学校標準図の改訂等設計業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 総企画設計

### 3 隨意契約理由

本業務は、学校の新增築等にかかる設計を行うにあたって、事前に必要となる書類調査・現地調査等を通じた課題の把握、課題解消に向けた新增築方針案の検討、学校標準図の改訂等を行うものである。

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、建築基準法等の関係法令の遵守や新增築に伴う計画敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、学校標準図に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社総企画設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評議会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ  
(電話番号 06-6208-9335)

(様式2)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

城東小学校屋体棟増築その他設備工事設計業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社綜合計画

## 3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

また、新增築・改修などの専門性が高い設備工事については、設計段階から工事施工段階にわたる官公庁及び関係機関（経産省・消防局・水道局・関西電力等）との協議や各種の届出業務の継続的な実施が必要であるため、設計業務から工事監理業務まで行う事業者を一括して選定することで、協議の継続性を確保しているところである。

本業務において、前述した能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社綜合計画が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 設備グループ  
(電話番号 06-6208-9365)

(様式 2)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

依羅小学校西校舎棟増築その他設備工事設計業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 総合計画

### 3 隨意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

また、新增築・改修などの専門性が高い設備工事については、設計段階から工事施工段階にわたる官公庁及び関係機関（経産省・消防局・水道局・関西電力等）との協議や各種の届出業務の継続的な実施が必要であるため、設計業務から工事監理業務まで行う事業者を一括して選定することで、協議の継続性を確保しているところである。

本業務において、前述した能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社総合計画が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 設備グループ  
(電話番号 06-6208-9365)

(様式2)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

淀川中学校12校舎棟長寿命化改修その他工事設計業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 大和建築事務所

## 3 隨意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社大和建築事務所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課  
(電話番号 06-6633-2334)

(様式 2)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

矢田中学校 1 校舎棟他 4 棟長寿命化改修その他工事設計業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 都市環境設計

### 3 隨意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社都市環境設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評議会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課  
(電話番号 06-6633-2334)

(様式2)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

豊里小学校長寿命化改修その他工事外3件監理業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社アイプラス設計事務所

## 3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては 株式会社アイプラス設計事務所 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評議会議においても、その評議結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課（電話番号 06-6633-2355）

(様式2)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

咲洲みなみ小中一貫校屋体棟増築その他設備工事設計業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 総合設備コンサルタント

## 3 隨意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

また、新增築・改修などの専門性が高い設備工事については、設計段階から工事施工段階にわたる官公庁及び関係機関（経産省・消防局・水道局・関西電力等）との協議や各種の届出業務の継続的な実施が必要であるため、設計業務から工事監理業務まで行う事業者を一括して選定することで、協議の継続性を確保しているところである。

本業務において、前述した能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社総合設備コンサルタントが最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 設備グループ  
(電話番号 06-6208-9365)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

住吉市民病院跡地に整備する新病院等建設工事設計（建築・設備）業務委託4

### 2 契約の相手方

株式会社 松田平田設計

### 3 隨意契約理由

本設計業務は、令和4年9月に完了した「住吉市民病院跡地に整備する新病院等建設工事設計（建築・設備）業務委託」（以下「当初委託」という。）の追加業務として、管理棟改修工事に係る再設計を行うものである。

今般追加する業務範囲は、当初委託に含まれていたものであるが、令和4年11月に実施した「もと住吉市民病院跡地に整備する新病院他建設工事」の発注において、物価高騰等の影響から入札が不調となり、令和5年6月に「もと住吉市民病院跡地に整備する新病院他建設工事-2」を再発注する際には当初の工程及び新施設の開設時期の見直しなどを行ったことから、当初委託時の想定よりも改修工事の着手時期にも遅れが生じている。そのため、今回改めて管理棟改修工事の発注に際して、各種部材・機器類の見積再徴取など積算の見直しを行う。

また、当初委託完了後、介護老人保健施設の運営主体を当初予定していた大阪公立大学ではなく、本市が指定する民間法人に変更する旨の方針が主管局から示されたことに伴い管理棟の改修工事内容の見直しがなされたことによって、再設計業務の実施依頼がなされた。

こうした状況から、管理棟改修工事に係る設計業務（再設計）として建物内部のレイアウト及び各種設備内容の見直し、併せて令和7年度の工事発注のための積算の見直しを行う。

本業務は、当初委託において作成された実施設計図面をもとに業務を行うため、当初委託を受注した株式会社 松田平田設計に委託することで図面修正等の業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、同社は設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ  
(電話番号 06-6208-7907)

(様式2)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

春日出小学校便所改修工事外2件監理業務委託

### 2 契約の相手方

有限会社徳山建築事務所

### 3 隨意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては 有限会社徳山建築事務所 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評議会議においても、その評議結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課（電話番号 06-6633-2355）

(様式 2)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

晴明丘南小学校 7 校舎棟便所改修その他工事外 3 件監理業務委託

### 2 契約の相手方

アトム建築設計工房 河野 昭彦

### 3 隨意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては アトム建築設計工房 河野 昭彦 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評議会議においても、その評議結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課（電話番号 06-6633-2355）